

## ●新庁舎建設に伴う外部関連機関（機能）の考え方について

現段階における新庁舎における外部関連機関の取扱いについては、次のとおりとなります。

### ■ 基本的な方向性

- ① これまで協議、検討をした中のご意見、ご要望がありましたATM、売店などの外部関連機関（機能）につきましては、基本構想で掲げた「利便性の更なる向上」を具現化するため、新庁舎の配置に向けたより具体的な検討を進めていくものとします。
- ② 外部関連機関（機能）につきましては、協議先からの要望（延べ床面積、配置人員など）を最大限尊重した上で、国の基準やオフィス環境調査の結果を参考とし、必要最低限の延べ床面積を算出するものとします。
- ③ 外部関連機関（機能）は、専用の更衣室、会議室及び打ち合わせスペースを設けることなく、市と共有で使用することを前提として協議を進めます。
- ④ 配置に伴う使用料は、那須塩原市行政財産使用料条例に基づき、徴収することを前提として、検討、協議を進めます。